

目 次

教育委員会規則

- 北海道教育功績者表彰規則の一部を改正する教育委員会規則…………… 1
- 北海道立学校条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則…………… 1
- 共同訓令
- 北海道苫小牧東部開発本部規程を廃止する訓令…………… 2

§ 公布された教育委員会規則のあらまし §

◆北海道教育功績者表彰規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第12号）

- 1 趣旨
北海道教育委員会の任命に係る教育職員で、30年以上在職し、功績があった者に対する表彰の方法について、記念品の授与を取りやめることとするため、この教育委員会規則を制定することとした。
- 2 内容
北海道教育委員会の任命に係る教育職員で、30年以上在職し、功績があった者に対する表彰は、表彰状を授与して行うこととした（第5条関係）。
- 3 施行期日
この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした。

◆北海道立学校条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第13号）

- 1 趣旨
北海道立学校条例の改正に伴い、入学料及び進級料の納付方法が変更されたことから、所要の改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。
- 2 内容
道立高等学校等の入学料及び進級料を北海道収入証紙で納付することとした（第3条関係）。
- 3 施行期日
この教育委員会規則は、平成25年4月1日から施行することとした。

教育委員会規則

北海道教育功績者表彰規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。
平成24年10月26日

北海道教育委員会委員長 若 狭 洋 市

北海道教育委員会規則第12号

北海道教育功績者表彰規則の一部を改正する教育委員会規則
北海道教育功績者表彰規則（昭和28年北海道教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、第3条第1項第4号に掲げる者についての表彰にあつては、表彰状を授与して行う。

附 則

この教育委員会規則は公布の日から施行する。

北海道立学校条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。
平成24年10月26日

北海道教育委員会委員長 若 狭 洋 市

北海道教育委員会規則第13号

北海道立学校条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則
北海道立学校条例施行規則（平成元年北海道教育委員会規則第10号）の一部を次のように

改正する。

第3条第1項中「入学式の日までに」の次に「北海道収入証紙で」を加え、同項ただし書中「その都度」の次に「北海道収入証紙で」を加え、同条第2項中「学年始業日までに」の次に「北海道収入証紙で」を加える。

附 則

この教育委員会規則は、平成25年4月1日から施行する。

共 同 訓 令

北 海 道
北海道教育委員会訓令第1号
北海道企業局

庁 中 一 般
部 局

北海道苫小牧東部開発本部規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成24年10月26日

北 海 道 知 事 高 橋 はるみ
北海道教育委員会委員長 若 狭 洋 市
北海道公営企業管理者 成 田 一 憲

北海道苫小牧東部開発本部規程を廃止する訓令

北海道苫小牧東部開発本部規程（平成7年北海道・北海道教育委員会・北海道企業局訓令第2号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成24年10月26日から施行する。